

評価項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例 2 / 2
		<p>評価 III 厳しい自然、地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事。</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事。</p> <p><input type="checkbox"/> 15. その他（理由： ）</p> <p>※上記の対応事項が1つ以上あれば4点の加点とする。</p> <p>小計</p>	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め等が必要な工事。 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 施工不可能日数が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事。 <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。又は命綱を使用する必要があった工事。（浜面土は除く） 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		<p>評価 IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. その他（理由： ）</p> <p>※上記の対応事項が1つ以上あれば4点の加点とする。</p> <p>小計</p>	
		<p>評点</p> <p>※・工事特性は、加点点評価とする。</p> <p>・加点は+16点までの範囲とする。</p>	

※ 1. 工事特性は、最大16点の加点点評価とする。

※ 2. 「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※ 3. 評価に当たっては、請負業者からの報告及び他の工事監督員の意見も参考に評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に「レ点」を付すこと。

(共通・主任監督員用)

評価項目		法令遵守等の該当項目一覧表		
7. 法令遵守等	該当	措置内容	点数	
	<input type="checkbox"/>	1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 項目該当なし
	<input type="checkbox"/>	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	
	<input type="checkbox"/>	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	
	<input type="checkbox"/>	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	
	<input type="checkbox"/>	5. 文書注意	-8点	
	<input type="checkbox"/>	6. 口頭注意	-5点	
	<input type="checkbox"/>	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-3点	
評定点	<p>1. 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>2. 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>3. 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、社内検査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。 EX) 一括下請け、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に該当する砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ 16. その他 <p>理由：</p>			

工事成績採点の考査項目別運用表

[記入方法] 減点がない場合は、項目該当なしに「レ」点を付すこと。減点がある場合は、該当に「レ」点を付し措置内容及び減点となる点数について記入する。

(共通・主任監督員用)

評価項目	そ の 他		
8. その他	該当	点 数	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 項目該当なし
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
評定点			
<p>8. その他の評価は各工事の契約における減点の措置に適用する。 (例、総合評価入札において、工事の施工段階において、施工計画の内容を履行しなかった場合のペナルティー)</p>			